

## 容量市場の在り方等に関する勉強会の設立について（案）

### 1. 背景

平成28年6月に、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）は、電気事業法第29条に基づき電気事業者が国に届け出た平成28年度供給計画について、同条に基づき取りまとめを行った。今後、自然変動電源である風力・太陽光の導入が進む一方で、火力の稼働率は徐々に低下する見込みであることや、特に中小規模の小売電気事業者は、中長期的な供給力の内多くを「調達先未定」としていることが明らかとなり、本機関では実効性のある供給力確保の在り方について検討を進めるよう、経済産業大臣に対して意見提出を行っていた。一方、電力システム貫徹のための政策小委員会（以下、国の審議会）では、単に卸電力市場等に供給力の調整機能をゆだねるのではなく、一定の投資回収の予見性を確保する施策である容量メカニズムを追加で講じることで、電源の新陳代謝が市場原理を通じてより効率的に行われるようにすることが示された。

### 2. 目的

国の審議会では、容量メカニズムとして容量市場を創設するとともに、本機関が市場管理者等として一定の役割を果たし、今後の技術的な内容を含む詳細設計についても検討を進めていくことが提案された。容量市場は非常に複雑な仕組みであるため、本機関は、国の審議会での議論の方向性を踏まえつつ、容量市場の創設に向けた詳細設計の開始に先立って、まずは事務局及び各委員の間で、関連情報の収集及び共有化を図り、知識を深めることを目的として「容量市場の在り方等に関する勉強会」を立ち上げることとする。なお、本勉強会は、方向性を決定する会議ではない。

### 3. 位置付け

- 本機関事務局が設置する勉強会とする。
- 事務局は、資源エネルギー庁及び本機関の共同事務局とする。
- 本勉強会の目的に照らして、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、原則として、会議は非公開とする。  
ただし、勉強会に用いた資料および議事要旨については、個別の事業者の利害に関する事項や会議における発言者氏名等を除き、当機関ウェブサイトにおいて、公開することとする。
- 勉強会終了後、具体的な詳細設計に関する議論を開始するに当たり、議事を原則公開とする検討会に移行する。